

平成 21 年 4 月 1 日から 住民票など証明書の手数料が 変わります

市は、財政運営の健全性と負担の公平性を確保するため、山武市手数料条例を改定し、次の証明手数料を変更します。皆様のご理解とご協力をお願いします。

区分	証明等の種類	手 数 料	
		3月31日まで	4月1日から
住民基本台帳・戸籍関係	住民票の写し	200円	300円
	住民票記載事項証明	200円	300円
	住民基本台帳の閲覧	100円	200円
	外国人登録原票記載事項証明書	200円	300円
	戸籍の附票の写し	200円	300円
	身分証明書	200円	300円
	不在住証明書・不在籍証明書	200円	300円
	印鑑登録証明書	200円	300円
	印鑑登録証の再交付	200円	300円
税 務 関 係	除かれた戸籍の廃棄済証明書	200円	300円
	所得証明	200円	300円
	課税証明	200円	300円
	非課税証明	200円	300円
	納税証明	200円	300円
	評価証明	200円/ 10筆(棟)	300円/枚
	公課証明	200円	300円
	資産証明	200円	300円
	課税台帳記載事項証明	200円	300円
	所在証明 (法人)	200円	300円
その他の証明	地番図謄写など (A3まで)	200円	300円
	その他の証明	200円	300円



ご利用ください
クレジットカードでも納付できます！

国民年金保険料のクレジットカー

ド支払いは、クレジットカード会社か

らカード会員に請求する方法です。事

前に申し込みした後、将来の保険料

を定期的にクレジットカード会社が

立替払いします。

1. 申し込み方法

市役所または社会保険事務所に備え付けの申出書に必要事項を記入のうえ、社会保険事務所へ提出してください。手続きの際は、年金手帳

をご用意ください。

2. 支払い方法

(1) 毎月払い↓毎月の保険料を当月末に立替。割引額はありませ

(2) 1年分支払い(前納)↓4月から翌年3月分までの保険料をまとめて

4月末に立替。割引額は現金で1年

分を前納する場合と同様です。

(3) 半年分支払い(前納)↓4月分から9月分までの保険料を4月末に、

10月分から3月分までの保険料を10

月分まで前納する場合は、

割引額は現金で1年分を前納する

場合と同様です。

3. 対象となる保険料等

月末にそれぞれまとめて立替。割引額は現金で半年分を前納する場合と同様です。

支払える保険料は、「定額保険料」

および「付加保険料込みの定額保険料」

となりますので、保険料の一部を免除

されている場合は利用できません。ま

た、カード会社へのお支払い回数は、

1回払いのみとなります。また、一部

対象とならないカードがあります。詳

しくは、カード発行会社にお問い合わせ

してください。

問 市民課高齢者医療年金係

☎(80)1142



市内スポーツ施設の
使用料を改正

教育委員会が管理する市内スポー

ツ施設の使用料について、4月から同

一基準に改正することになりました。

また、市内高校生以下の人が使用する

場合の料金を新たに設定し、より気軽

にスポーツ施設を利用できるように

なりました。

*改正後の使用料は、平成21年4月1日以降の申請分から適用します。

*3月31日までの受け付け分については、4月1日以降の使用であっても、現在の使用料を適用しますのでご注意ください。

*詳しくは、ホームページまたは各施設にお問い合わせください。

問 スポーツ振興課

☎(80)1461

さんぶの森公園管理事務所

☎(80)9100

成東総合運動公園

☎(80)3715

蓮沼スポーツプラザ

☎(86)3846